

# 産学連携における秘密情報管理ガイドライン

「平成29年1月6日役員会決定」

(目的)

## 第1条

本ガイドラインは、産学連携における秘密情報管理ポリシー（以下「ポリシー」という。）を遂行するために必要な事項を定め、産学連携における秘密情報（以下「秘密情報」という。）の適正な管理及び活用を図ることを目的とする。

(対象範囲)

## 第2条

ポリシー及び本ガイドラインの対象者は、教職員等及び学生とする。教職員等とは、名古屋大学（以下「本学」という。）の教員、職員、研究員その他本学に雇用された者及び本学から職名等を付与された者をいう。ここで、本学から職名等を付与された者とは、秘密保持に関する契約を締結した客員教員等をいう。

2 本ガイドラインは、ポリシー「3. 対象者と対象範囲」に記載の秘密情報を対象とする。

(秘密情報の形態)

## 第3条

秘密情報の形態は、次の各号のとおりとする。

- 一 秘密情報である旨の表示がなされている書類や電子データを格納した電子媒体に記録された情報（特許出願前の実験データ、新たな発見に係る事象の情報、顧客データ、企業の開発計画書等）
- 二 口頭又は視覚的方法により開示され、かつ、書面等により開示に際し秘密情報である指定がされた情報

(秘密情報の等級と指定基準)

## 第4条

秘密情報を管理するために、次の各号の等級を設け、本学及び秘密情報の開示元機関（以下「企業等」という。）との間で営業秘密として扱うことに合意した秘密情報については、第1号（レベル3）又は第2号（レベル2）に該当するものとして、管理を行う。

### 一 レベル3

他に漏らすことにより本学若しくは企業等が極めて重大な損失若しくは不利益を受け、又はそのおそれがある秘密情報等であり、極めて厳格な管理を必要とするもの

### 二 レベル2

レベル3ではないが、これを他に漏らすことで本学若しくは企業等が重大な損失若しくは不利益を受け、又はそのおそれがある秘密情報等

### 三 レベル1

レベル3及びレベル2ではないが、漏えい等の事象が本学若しくは企業等に影響を及ぼすものであり、企業等との間で善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課された情報

2 等級ごとの秘密情報の指定基準は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、これによら

ない等級指定もできることとする。

#### 一 レベル3

企業の株価等当該企業等の価値に著しく影響し、漏えいにより企業等が極めて重大な損失又は不利益を受けるものとして企業等から指定を受け、極めて厳格な管理を必要とするもの

#### 二 レベル2

ア. 企業等から受領した秘密情報で当該企業等から特定の制限が課されたもの（「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課された秘密情報）

イ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得したアの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの（「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密等に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課されたノウハウ）

#### 三 レベル1

企業等から善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課されたもので次の情報のいずれかに該当するもの（前2号に該当するものを除く。）

ア. 企業等から受領した秘密情報（「秘密」である旨の表示が示された秘密情報）

イ. 共同研究契約等の契約書（「秘密」として取り扱うこととしたもの）

ウ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得した前号アの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ

### （秘密情報の等級の指定）

#### 第5条

前条で定める秘密情報の等級の指定については、次の各号の方法による。ただし、他機関から異動してきた教職員等が保有する秘密情報については、別途協議するものとする。

##### 一 教職員等による指定と届出

イ 教職員等は、企業等から取得する秘密情報を、運用マニュアルの秘密情報の等級指定のフローチャートに基づき、等級分けを行うものとする。

ロ 教職員等は、レベル1と判断した秘密情報を取得等した場合には、秘密情報として特定するとともに、前条に定める秘密情報の等級（レベル1）を指定し、秘密情報管理責任者へ報告する。

ハ 教職員等は、レベル2又はレベル3と判断した秘密情報を取得等した場合には、秘密情報管理責任者に届出を行う。届出を受けた秘密情報管理責任者は、レベル1又はレベル2と判断した秘密情報については、前条に定める秘密情報の等級（レベル1又はレベル2）を指定し、又はレベル3と判断した秘密情報については秘密情報統括責任者（以下「統括責任者」という。）に届出を行う。届出を受けた統括責任者は、前条に定める秘密情報の等級（レベル1、レベル2又はレベル3）を指定する。

ニ 教職員等は、秘密情報について、日時の経過等により秘密性が低くなり、若しくは秘密性がなくなった場合又は秘密情報の管理レベルの変更が必要な場合においては、その都度、イ、ロ及びハの手続きに準じて、前条に定める秘密情報の等級の変更又は指定の解除を行うものとする。

ホ 教職員等は、秘密情報の開示を行う企業等が正当な権限を有しないとき又は正当な権限を有するか否かにつき疑義のあるときには、当該情報の開示を受けず、疑義がある旨を秘密

情報管理責任者に届け出るものとする。

2 本ガイドラインに定めるもののほか、等級の指定については、産学連携における秘密情報管理運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）において、別途定める。

（秘密情報の管理）

#### 第6条

教職員等及び秘密情報管理責任者は、秘密情報の物理的・技術的管理を行う。この場合において、秘密情報の管理については、本ガイドラインに定めるもののほか、運用マニュアルにおいて、別途定める。

2 秘密情報管理責任者へ届出があった秘密情報については、別途定める監査において、その管理状況を確認するものとする。

（秘密保持義務）

#### 第7条

教職員等は、名古屋大学職員就業規則第28条（遵守事項）第3号（職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないこと）により、通常の守秘義務を負うものとする。

（学生及び共同研究員）

#### 第8条

教職員等は、学生を共同研究等に関与させる場合、運用マニュアルに定めるインフォームド・コンセントを行ったうえで、学生の自主的意思を尊重する。

2 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係が無い学生を共同研究等に関与させる場合、共同研究等を開始する前に、当該学生に対して、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した「同意書」に署名させるものとする。

3 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生に対して、大学との契約等により守秘義務を負わせるものとする。

4 教職員等は、卒業し、修了し、又は退学する学生に対しては、秘密情報の保護の法的仕組み及び実際の運用等並びに共同研究等に従事した際に負っている守秘義務内容を確認させる。また、学生が取得した秘密情報は、全て教職員等へ移管させるものとする。

5 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がない学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の秘密情報のうち研究のための必要最小限な情報に限るものとする。

6 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の全てとし、レベル2以上は原則認めない。

7 共同研究員を受け入れる場合、必要に応じ、秘密情報管理責任者は、当該共同研究員に対して、共同研究等を開始する前に、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した同意書に署名させることができる。

（教職員等の異動）

#### 第9条

退職、異動等により身分を失った教職員等は、在職中に知り得た秘密情報を統括責任者の許可なく開示し、持ち出し、及び使用してはならない。

- 2 秘密情報管理責任者は、退職、異動等により身分を失った教職員等が在職中に知り得た秘密情報を特定し、当該アクセス権者が負う秘密保持義務等の内容を確認するものとする。
- 3 秘密情報管理責任者は、退職、異動等により身分を失った教職員等については、秘密情報資料及び秘密情報を含む電子化情報その他の自己の保管する秘密情報資料を全て大学に返還させるものとする。ただし、統括責任者の許可がある場合は、この限りでない。
- 4 教職員等が退職、異動等により身分を失うときには、当該教職員等と秘密情報を共有する外部機関から要望があった場合その他必要に応じて、秘密保持の誓約書を提出させるものとする。

(秘密情報管理委員会)

## 第 10 条

秘密情報の管理に関する重要事項の審議を行うため、秘密情報管理委員会を置き、秘密情報委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 運用マニュアルの改廃の審議に関する事項
  - 二 秘密情報の管理についての教育及び監査の実施に関する事項
  - 三 その他秘密情報の管理についての重要事項
- 2 秘密情報統括責任者は、秘密情報管理委員会発足前に、運用マニュアルの暫定版を定めることができる。
  - 3 秘密情報管理委員会は、各部局の長又は部局長が指定する者を委員とする。

## 第 11 条 (罰則等)

教職員等が故意又は重大な過失により、秘密情報を漏えいした場合は、名古屋大学職員就業規則第 45 条から第 48 条までに規定する処分等を行うことができる。

- 2 学生が故意又は重大な過失により、秘密情報を漏えいした場合は、名古屋大学学生の懲戒等に関する規程に規定する処分等を行うことができる。

## 第 11 条 (改廃)

本ガイドラインの改廃は、役員会において行うものとする。

以上